

都道府県相互の広域応援体制における
カバー（支援）県の主な役割・活動モデル

平成25年3月

全国知事会
東日本大震災復興協力本部

はじめに

全国知事会では、東日本大震災における教訓等を踏まえて、平成24年5月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を改正し、新たにカバー（支援）県の設置に関する規定を新設するなど、都道府県相互の広域応援体制に関して大幅な見直しを行いました。

これは、ブロック内において災害時等に都道府県同士が相互にカバー（支援）しあう体制を構築するものであり、平時から顔の見える支援体制（カバー（支援）県体制）づくりを進めることにより、いざという時に迅速かつ効果的な支援を行おうとするものです。

カバー（支援）県の具体的な設定や活動の詳細は、各ブロックの実情に応じてそれぞれの協定等において定めることとしておりますが、各ブロックにおける実務的な検討を円滑に進めるためには、カバー（支援）県の標準的な役割や権能を整理しておくべきではないか、とのご意見もいただきました。

このため、東日本大震災復興協力本部では、「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」を作成しました。

この活動モデルは、都道府県相互の広域応援を有効に機能させるために、各ブロック内で設定することとされたカバー（支援）県の具体的な活動内容や、広域応援体制の構築に関してあらかじめ実務面で整理・検討しておくことが望ましい事項等を例示したものです。

わが国では、毎年のように各地で災害が発生しているほか、甚大な被害が想定されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生が懸念されており、都道府県相互の広域応援体制の充実が喫緊の課題です。

カバー（支援）県の設定等について協議が整っていないブロックにおいては、この活動モデルを参考に速やかに検討を進めていただき、既にカバー（支援）県の考え方を整理済みのブロックにおいては、この活動モデルを参考に体制等を点検されるなど、より実効性のある広域応援体制の構築・運用に向けて活用して頂ければ幸いです。

平成25年3月

全国知事会東日本大震災復興協力本部

カバー（支援）県の主な役割・活動モデル 目次

I カバー（支援）県の概要

- 1 カバー（支援）県創設の背景 1
- 2 カバー（支援）県に期待される役割 2
 - (1) 平時からの取組
 - (2) 災害時の対応
- 3 カバー（支援）県設定の考え方 4
- 4 他の協定との関係 5

II 災害規模別の対応

- 1 基本的な考え方 8
- 2 局地的災害（カバー（支援）県対応） 8
- 3 中規模災害（ブロック間応援対応） 9
- 4 大規模かつ広域な災害（複数ブロックによる広域応援対応） 10

III 平時の活動（平時からの連携の強化）

- 1 支援体制の協議 11
 - (1) 相互の体制の確認
 - (2) 応援体制の整備
 - (3) 受援体制の整備
- 2 応援内容等の協議 15
 - (1) 広域応援
 - (2) 広域避難
- 3 定期的な合同訓練等の実施 17

IV 災害時の活動（被災県の災害対策機能の補完）

- 1 発災直後の対応 18
 - (1) 情報収集体制の確立
 - (2) 先遣隊の派遣
 - (3) 現地連絡室の設置
 - (4) 後方支援本部の設置
- 2 広域応援等の実施 22
 - (1) カバー（支援）県による応援活動の調整
 - (2) 人的支援
 - (3) 物的支援
 - (4) 広域避難の受入

<参考資料>

- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 実施細目

I カバー（支援）県の概要

1 カバー（支援）県創設の背景

東日本大震災においては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国知事会協定」という。）に基づき、全国知事会の調整の下に、各都道府県が被災地に対して人的・物的支援を行った。

総体として概ね有効に機能したが、個々の具体的場合においては、未だ不十分な面も見られ、東日本大震災の貴重な経験を踏まえた広域応援体制の一層の改善・強化が必要と考えられた。

このため、全国知事会東日本大震災復興協力本部（以下「復興本部」という。）では、被災県や支援を行った県に対して、今回の広域応援に関する課題等について調査を行い、以下のような意見等が寄せられた。

【被災県からの主な意見等】

- ・ 被災県は現場対応に忙殺。カバー（支援）県が現地で人材や物資を調整することが効果的だった。
- ・ 複数県が同時に被災し、幹事県で全体調整することに限界があった。
- ・ 支援する県を固定化することで、県同士のつながりが深まり、スムーズな支援を受けることができた。
- ・ 被災経験のある自治体の支援は的確で、搬入機材も充実していた。

【支援県等からの主な意見等】

- ・ 被災地に駐在することにより、必要な情報を迅速に入手することができた。
- ・ 国の省庁は縦割であったため、支援状況等の総合的な把握が困難だった。
- ・ 支援県が県域内の市町村を取りまとめれば派遣が円滑に進むのではないか。
- ・ 対口支援を行うことで支援県の責任感と業務の継続性が担保された。
- ・ 知事会の支援体制は、ブロック幹事県を通じての仕組みであったため、全国知事会自らが行う支援体制づくりには数日を要した。

これらの意見等を踏まえ、復興本部幹事会では広域応援の改善の方向性について検討を進め、「都道府県相互の広域応援体制について」を取りまとめ、平成 23 年 12 月 20 日開催の全国知事会議に提示し、了承を得た。

その柱の 1 つとして「カバー（支援）県体制の確立」が盛り込まれ、改正された全国知事会協定（平成 24 年 5 月 18 日改正）において、新たに「カバー（支援）県の設置」に関する規定（第 3 条）を新設するなどの改正を行った。

主な改正点は、次ページのとおりである。

【参考】改正の要点

1 カバー（支援）体制の確立

- ・ 広域応援の基盤となる体制である、カバー（支援）県の規定を新設（第3条）
- ・ ブロック間の応援関係を強めるため、ブロック間応援の規定を改正（第9条）

2 全国知事会の体制と機能の強化

- ・ 広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、知事会に「緊急広域災害対策本部」を設置する規定を新設（第6条）
- ・ 「緊急広域災害対策本部」には、各都道府県東京事務所より職員の応援を得る規定を新設（第6条）
- ・ 広域応援実施の迅速性を高めるため、連絡・調整を全国知事会が直接行う規定を新設（第7条）

3 広域応援の実効性の向上

- ・ 広域応援の実効性を高めるため、都道府県間の連携を強め、自律的な支援が可能となる体制構築の努力規定を新設（第2条）
- ・ 広域応援の要請がなくとも、その必要性があると判断される場合は、広域応援を実施する規定を新設（第7条）

2 カバー（支援）県に期待される役割

「カバー（支援）県」の考え方は、被災した都道府県に支援を担当する県を割り当てて被災地の支援を行う方法であり、一般的には、「対口（たいこう）支援」や「カウンターパート方式による支援」、「ペアリング支援」などと呼ばれているものである。

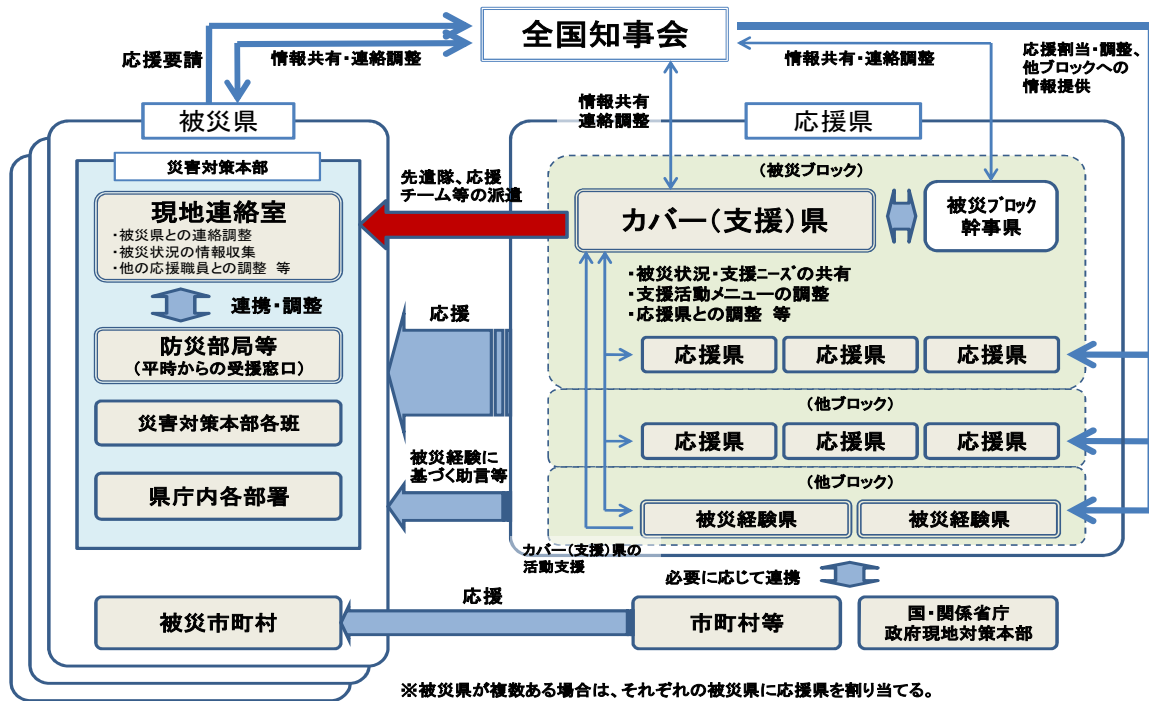
この方式による支援には、前述の復興本部調査のとおり、「支援県を固定化することにより、責任をもった支援を継続かつ迅速に行うことができる」との評価のほか、「支援先の集中（あるいは支援の空白エリアの発生）を回避することが可能である」とのメリットも指摘されている。

このため、全国知事会としては、発災時に被災県からの要請の有無にかかわらず自律的に被災地支援等の行動ができるよう、全都道府県でカバー（支援）県体制を確立し、この体制をより強固にすることで、大規模災害時の広域応援の基盤となる体制の確立を目指している。

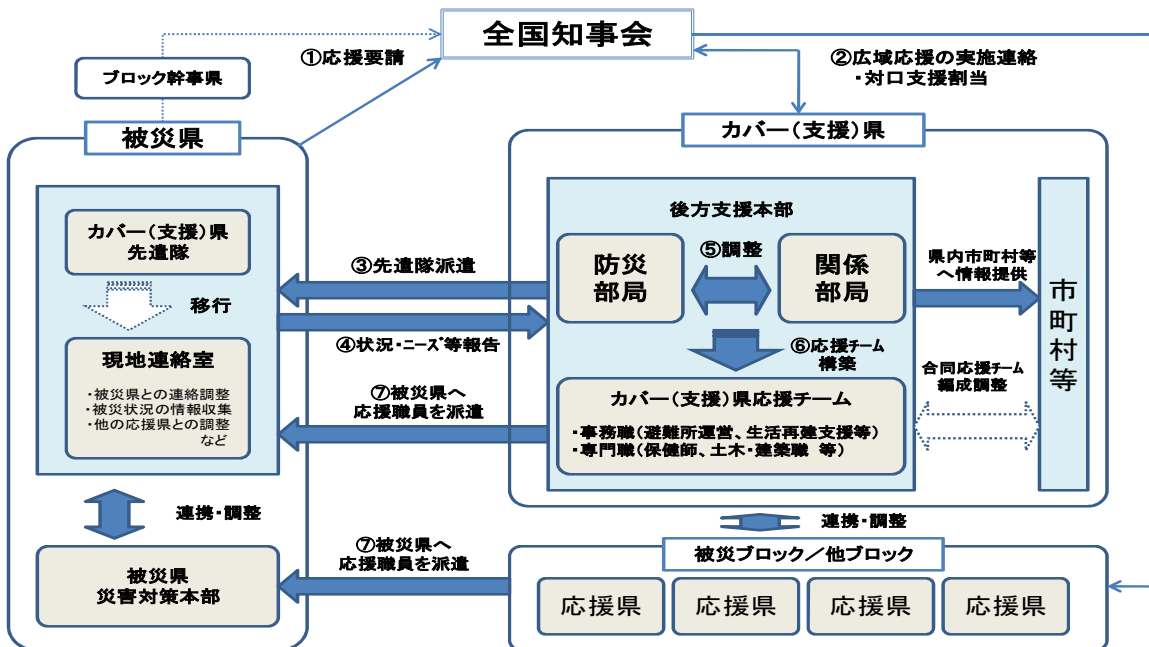
(1) 平時からの取組（平時からの連携の強化）

「カバー（支援）県」を基盤とした都道府県の広域応援体制が有効に機能するためには、関係都道府県相互において、**平時から「顔の見える支援体制」を構築**しておくことが重要である。具体的には、防災担当部局を中心とした相互の災害対策体制や防災に関する基本資料の共有、応援に係る費用負担の確認、合同防災訓練の実施等が想定される。（防災担当部局だけでなく応援が必要とされる分野についても事前に協議し、相互の関係部局において協力関係を構築できることが望ましい。）

カバー（支援）県体制を基礎とした全国知事会・広域応援協定における対口支援



全国知事会・広域応援協定に基づくカバー（支援）県の対応イメージ



また、カバー（支援）県には、災害時に自律的に被災県に入り、被災県の災害対策機能を補完することが期待されていることから、被災県は、災害対策本部に近接したスペースに活動拠点を確保するなど、カバー（支援）県の活動に対する配慮も必要である（なお、カバー（支援）県は、特に発災直後の活動は、自己完結型で行うことが原則である）。

(2) 災害時の対応（被災県の災害対策機能を補完）

発災時において、被災県は平時の業務に加えて災害対応業務への対応等により、業務量が飛躍的に増大する。被害の状況によっては、被災県の職員自身が被災者となり、登庁して災害対応に従事することが困難な事態も予想され、人的資源が不足することが予想される。

このため、カバー（支援）県は、平時からの顔の見える関係を活かして、**被災県に入り、寄り添い、被災県の災害対策機能を補完する**ことが求められる。具体的には、発災直後の情報収集活動、先遣隊等の派遣をはじめ、現地における応援活動（災害対策本部機能の支援、人的・物的支援）、広域避難に係る被災者の受入をブロック幹事県等との連携の下に、被災県からの要請に基づく場合はもとより、可能な限り自律的に行うことが期待される。

また、一定規模以上の災害であれば、ブロック間応援や全国知事会協定に基づく広域応援が実施され、多数の応援県が被災地に入ることが想定される。これらを調整し効果的な応援に繋げていくためには、現地における応援県の取りまとめの中心として、被災県や他の応援県、関係団体等との連絡調整、被災状況や支援ニーズといった情報の共有、応援活動の調整等の役割が期待される。

さらに、特に災害対応の経験の乏しい県においては、被害状況や被害からの復旧等の変化を見通した対応や災害救助法をはじめとする各種制度への理解が十分ではないことが想定されることから、円滑な災害対応を支援するため、全国知事会との連携の下、被災経験を有する県に協力を求め、被災県やカバー（支援）県に対する助言等を求めることも想定される。

3 カバー（支援）県設定の考え方

カバー（支援）県の設定方法は、特定の県を予め1つ又は複数指定する場合と、発災後の被災状況等に基づきブロック幹事県等を中心に支援担当県を割り当てる場合（いわば、いずれの県でもカバー（支援）県を担える体制）が考えられるが、各ブロック内の地理的条件等の諸条件やブロック内での従前からの検討状況等を踏まえて設定する。

【参考】カバー（支援）県の設定に当たって考慮すべき点（例）

- ・ 都道府県の規模（人口・職員数 等）
- ・ 地理的条件（都道府県間の距離、交通網等を踏まえた移動時間 等）
- ・ 既存の相互応援体制（個別の応援協定 等）
- ・ 被害想定（同時被災の可能性を可能な限り排除）

（発災後に設定する場合）

- ・ ブロック内の被災状況（交通網の被災状況、各県の被災の有無等）
- ・ 被災県の被災程度と被災県に割り当てる支援県の数や人口、職員数等のバランス

4 他_レの協定との関係

全国知事会協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。むしろ、各都道府県が近隣のみならず様々な自治体と協定等を締結しておくことにより、重層的な広域応援体制が構築され、様々な支援のチャンネルが確保されることが期待される。

【参考】全国知事会協定（カバー（支援）県関係抜粋）

<広域応援の意義>

全国知事会の広域応援について、協定においては、以下のとおり規定されている。

（広域応援）

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

<カバー（支援）県の意義>

カバー（支援）県について、協定においては、以下のとおり規定されている。

（カバー（支援）県の設置）

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

<幹事県の意義>

被災県に対する応援を円滑に実施するため設置する幹事県等について、協定においては、以下のとおり規定されている。

（幹事県等の設置等）

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

（以下略）

＜ブロック間応援の意義＞

ブロック内の枠組での支援等が困難な場合に実施されるブロック間応援について、協定においては、以下のとおり規定されている。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。

(以下略)

＜他の協定との関係＞

全国知事会の協定と、各都道府県において個別に締結している応援協定等との関係について、協定においては、以下のとおり規定されている。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

Ⅱ 災害規模別の対応

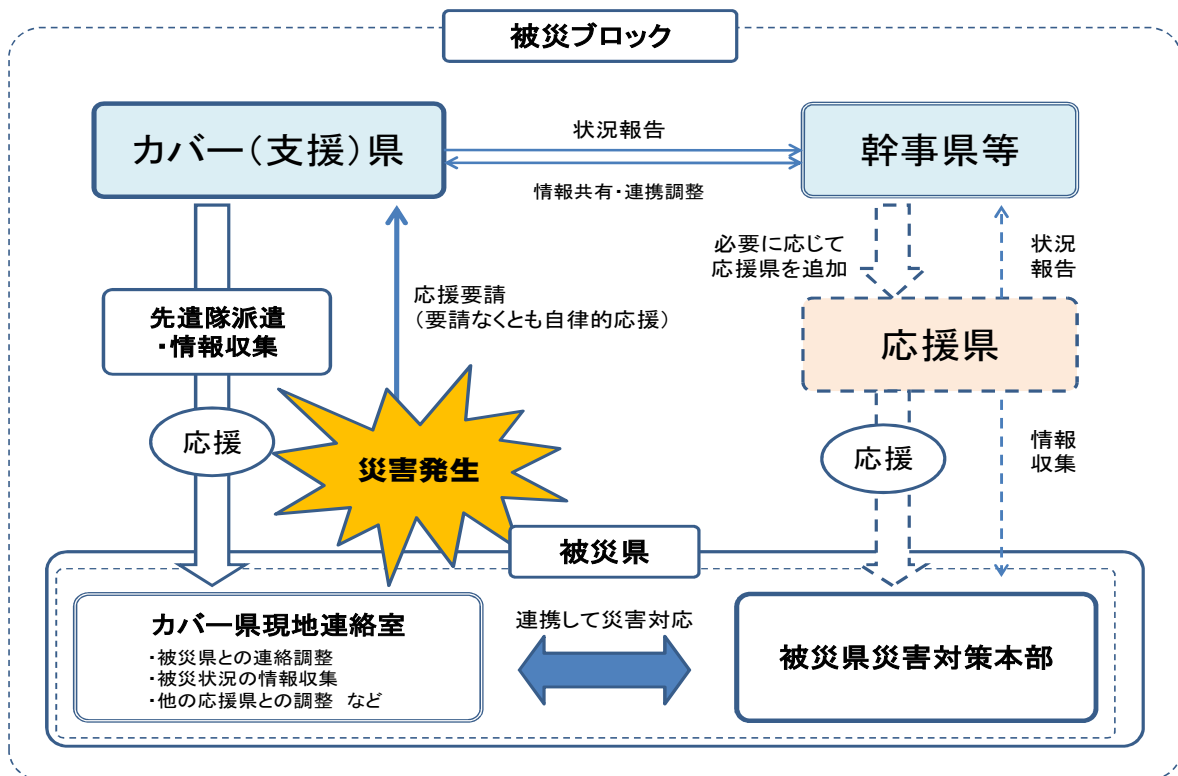
1 基本的な考え方

- ・ 都道府県相互の応援体制は、各ブロック内で設定したカバー（支援）県を基盤とし、災害の規模等に応じて、ブロック間応援や全国知事会の調整の下に行われる複数ブロックによる広域応援対応に切り替える。
- ・ 発災時に、被災県又は被災ブロック等からの応援要請の有無にかかわらず自律的に支援等の行動ができるよう、各ブロックにおいては、平時から連携を強化する。

2 局地的災害（カバー（支援）県対応）

- ・ ブロック内（被災が1～2県を想定）において災害が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、被災ブロック内で設定したカバー（支援）県が中心となって被災県を応援する。
- ・ カバー（支援）県は、被災県の災害対応を補完するとともに、被災ブロックの幹事県等*と連携し、必要な人的・物的支援等を行う。
- ・ 被災ブロックの幹事県等は、被災県又はカバー（支援）県を通じて被害状況等について情報収集を行い、必要に応じて被災ブロック内の各県（カバー（支援）県を除く）に対して、被災県への応援を依頼する。

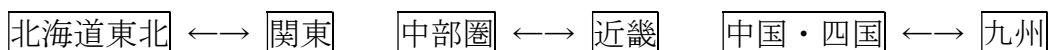
※中四国ブロック、九州ブロックで設置されるブロックにおける支援本部等を含む。



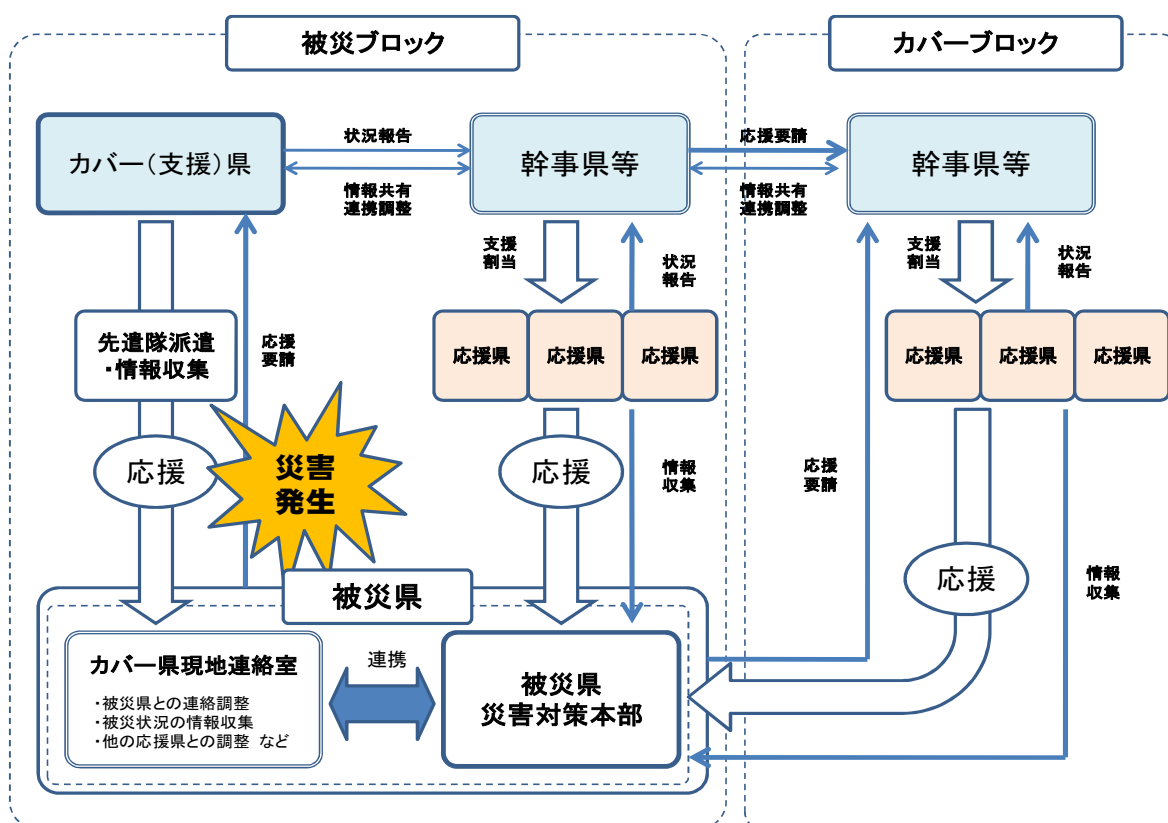
3 中規模災害（ブロック間応援対応）

- ・ ブロック内で複数の県が被災するなど、ブロック内の応援体制では被災県の応援等を行うことが困難な場合であって、全国規模の応援までは必要とされない場合、あらかじめ定めていたカバー（支援）ブロックが被災ブロックの応援を行う。
- ・ ブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、全国知事会協定実施細目の別表3を基本とする。

<相対ブロック>

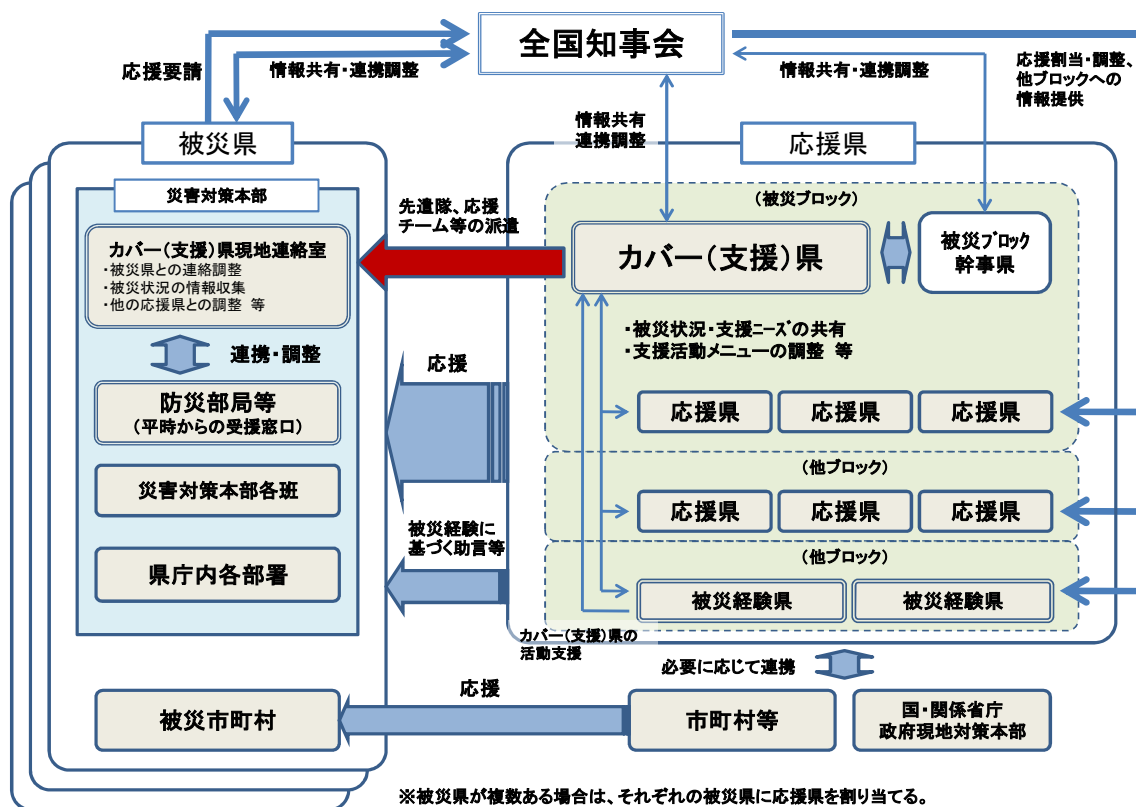


- ・ 被災ブロック及びカバー（支援）ブロックの幹事県等や被災県は、全国知事会事務局とも情報共有・連携を図り、被災状況等によっては、速やかに全国知事会の調整の下に行われる複数ブロックによる広域応援に切り替える対応をとる必要がある。
- ・ 全国知事会協定に基づくカバー（支援）ブロック以外に、個別の協定等によりカバー（支援）ブロックが設定されている場合は、各々の協定等に基づく応援を妨げるのではなく、重層的な応援の実施となる。（ブロック間の応援協定の例としては、関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定がある。）



4 大規模かつ広域な災害（複数ブロックによる広域応援対応）

- ・ 首都直下地震や南海トラフ巨大地震など、広範囲にわたって甚大な被害が発生若しくは推測され、複数ブロックによる広域応援が必要と認められる場合は、全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- ・ 東日本大震災の例を踏まえ、原則として対口支援方式により人的・物的な広域応援を行うこととし、対口支援の県の割当は、既存の広域応援の枠組み等を踏まえて、災害の規模、被災状況等を考慮し、全国知事会が行う。
- ・ なお、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震については、現在、全国知事会内に関係都県によるワーキング・グループを設置し、国の被害想定等を踏まえて、具体的な広域応援イメージの構築に向けて検討を進めているところである。



※p. 3 のイメージ図を再掲

Ⅲ 平時の活動（平時からの連携の強化）

目標 平時から「顔の見える支援体制」を構築

<取組のポイント>

- 発災時に自律的に支援を行えるよう、平時から連絡体制の確認や基本資料の交換等を行う。
- 災害のフェーズに応じた応援内容等を予め協議し、防災以外の関係部局間でも協議を行う。
- 定期的に訓練等を実施し、応援要請等の手順の確認やマニュアルの見直し等を行う。

1 支援体制の協議

- ・ 発災時における応援を円滑に行うため、カバー（支援）県と支援対象県は、平時から定期的に支援体制について協議し、連携を強化する。
- ・ 発災時の相互の体制や応援分野等の確認を行うとともに、発災時の対応を念頭においた応援・受援体制を整備し、相互に情報共有を図る（防災担当部局だけでなく、応援分野の担当部署間等でも協議を行うことが望ましい）。

(1) 相互の体制の確認

- ・ 発災時にカバー（支援）県が支援対象県に対して自律的な応援を円滑に行えるよう、カバー（支援）県と支援対象県は、平時から災害対応に関する相互の連絡体制等の確認を行い、防災関係資料の共有等を行う。

【参考】相互に確認しておくべき事項（例）

- ・ 災害対策本部設置前の連絡体制の確認
- ・ 災害対策本部設置後の連絡体制の確認
（勤務時間内外の連絡窓口・連絡方法）
- ・ 応援を行おうとする業務に係る担当部署の連絡窓口（担当者・連絡先等）
- ・ 基本資料の相互交換・共有（地域防災計画、管内図、被害想定、受援計画等）
- ・ 被災県（災害対策本部）における執務場所、電源・通信手段等の設備、ガソリン等の給油場所
- ・ 人的支援の情報交換（初動期に派遣可能な職種・人数、資機材等）
- ・ 物的支援の情報交換（提供可能な品目・数量、資機材等）
- ・ 物的支援に係る輸送ルート・輸送先（1次・2次集積拠点等）等の情報交換
- ・ 広域避難者が発生した場合の受入先・受入方法

※ 上記のほか、後述する応援・受援に係る体制整備の内容も適宜共有する。

- ・ 費用負担の懸念から初動の応援要請に躊躇することがないように、例えば「自主的支援は派遣側が負担。中長期支援は受援県が負担する。」など、負担区分及び求償方法等について予め協議し、明確にしておく。

(2) 応援体制の整備

- ・ 発災時に支援対象県に対して、自律的な応援を円滑に行えるよう十分に配慮し、応援が必要とされた場合の体制を検討し整備する。
- ・ 特に発災直後の先遣隊等の派遣については、被災県の負担とならないよう、被災地における活動に必要な資機材や派遣要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、原則として自己完結型で対応する。

【参考】 応援側で事前に検討しておくべき事項（例）

- ・ 派遣編成（先遣隊及び支援チームの構成、派遣人数・職種・役割）
- ・ 派遣要員（特に先遣隊など）の事前選任
※現場で一定の判断を行うことができる管理職等を含めることが望ましい。
- ・ 派遣要員の携行品
- ・ 派遣要員向けの業務マニュアル
- ・ 提供物資、輸送手段、輸送先等
- ・ 広域避難者の受入先・受入方法

【参考】 派遣要員の携行品（例）

1 派遣元団体による装備（必須）

車両等移動手段、寝袋・毛布等、食料、飲料水、携帯コンロ及び燃料、デジタルカメラ、衛星携帯電話・トランシーバー等通信機器、パソコン、データ通信機器、プリンタ、用紙、交換インク・トナー、USBメモリ、事務用品、携帯用トイレ、ウェットティッシュ、ドライシャンプー、マスク、地図

2 派遣元団体による装備（必要に応じて）

テント、発電機、投光器等

3 派遣要員個人による装備

防寒着、ライト、ヘルメット、手袋等

(3) 受援体制の整備

- ・ 発災時に寄せられる多数の団体等からの応援の申出を効果的に活用するため、応援体制の整備とともに、受援体制についても検討し整理しておく必要がある。
- ・ 例えば、応援県が効果的に活動できるよう、カバー（支援）県をはじめとした応援県に対する調整（窓口）担当及び調整方法、災害対策本部内における位置付け、応援県から救援物資の受入・拠点等について、予め明確にしておくことが望ましい。

- また、被災地における活動に必要な資機材や派遣要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、応援側で準備することが原則であるが、被災県においても、活動拠点の提供等について可能な限り配慮することが望ましい。

【参考】 応援側で事前に検討しておくべき事項

（共通事項）

- カバー（支援）県や応援県等との調整（窓口）担当の設置
（災害対策本部内に応援調整担当を設置することが望ましい。）
- カバー（支援）県や応援県等との連絡調整方法
（被害状況等の情報共有や支援内容の調整等行う連絡調整会議の開催 等）
- 応援要員の活動拠点、電源・通信手段等の提供に係る方針等
- 被害状況及び応援ニーズ（人的・物的）の情報提供・発信方法

（人的支援の受入）

- 応援を必要とする分野・職種・業務内容
- 分野・職種ごとの調整（窓口）担当の設定
- 人的支援ニーズの把握、集約及び要請方法
- 応援要員の活動拠点、電源・通信手段等
- 応援要員の宿泊（仮眠）場所（必要に応じて）

（物的支援の受入）

- 救援物資の受入・集積拠点の指定
- 県集積拠点での作業要員、県集積拠点から被災市町村集積拠点等までの輸送手段

※ 上記の点は応援計画として取りまとめ、庁内で明確にしておくことが望ましい。

【参考】 応援体制の整備など円滑な応援活動に向けた課題（宮城県）

東日本大震災においては、様々な団体が被災地支援のため職員派遣を行った。宮城県にも多数の自治体が県庁に連絡員を派遣し、情報収集や支援調整を行った。しかし、宮城県の災害対応の検証によれば、他の自治体から応援があることは事前に想定されていたものの、宮城県側で複数の応援県を受入・調整するための体制づくりが十分ではなく、状況を見ながら対応せざるを得なかったと振り返っている。

また、北海道・東北 8 道県の相互応援協定（ブロック協定）の応援主幹県である山形県が、発災後すぐに連絡員を宮城県庁に派遣し情報収集が行う一方で、各応援県の連絡員会議を提案するなどの支援調整を行ったことなどを踏まえて、現在はブロック協定において、応援主幹県の役割が明示されていないものの、応援主幹県を担う役割を事前に定める必要があると指摘している。

このほか、被災市町の視察や職員派遣が各応援県により行われたことが、宮城県において被災市町に関する情報や支援ニーズを十分に集約し、各応援県に明示できなかつたためであると指摘。今後は、支援ニーズの把握や応援県への提供等のあり方についても検討が必要であるとしている。

（参考）宮城県「東日本大震災—宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証—」（平成 24 年 3 月）

【参考】派遣職員の受入調整の円滑化等に向けた取組例（岩手県）

東日本大震災における岩手県の災害対応の検証において、他都道府県からの派遣職員の受入れ調整について、所管部局間の連携不足や一貫した指揮系統が発揮されない場面が多く、受入市町村においても、災害応急対応等に迫られ、派遣職員へのきめ細かな対応が困難であり、現地における従事業務等の県によるコーディネートニーズが高かったと指摘されている。この原因として、以下の2点を挙げている。

- ① 多様なチャンネルを通じて行われる他都道府県等からの職員派遣の申し出に対して、本県のどの部署で対応するか明確なルール化がなされていなかったこと。
- ② 被災地でのコーディネート役の重要性に対する認識はあったものの、広域にわたる災害に対して全体を調整する余力がなかったこと。

このため、岩手県では、今後、大規模災害時における他都道府県等からの職員派遣の申し出に係る対応のルール決定や、職員派遣の受入れ等に関する受援計画・マニュアルの作成等に取り組むこととしている。

また、特に長期にわたり派遣される他都道府県職員等について、県災害対策本部における位置付けがなく、県災害対策本部との連携が弱かったことから、応援県の活動にあたり、災害情報や被災地ニーズの迅速、効率的な情報収集等が難しく、どのような支援が必要なのかといった情報が不足する面があった。このため、災害対策上の力強い支援を行う関係機関として県災害対策本部としての位置付けを明確にし、連携を強化することとしている。

（参考）岩手県「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成24年2月）

2 応援内容等の協議

(1) 広域応援

- ・ カバー（支援）県と支援対象県は、発災時に自律的な応援が円滑に行えるよう、応援内容及び応援の実施に必要な手段等についてあらかじめ協議する。
- ・ 各ブロックや個別に締結されている協定に規定されている応援内容は、概ね人的支援、物的支援、施設又は業務の提供及び斡旋等に集約される。
- ・ なお、全国知事会協定における広域応援の内容は、①被災地等における住民の避難、②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋と規定されており、より具体的には、協定実施細目第8条に規定されている。

【参考】全国知事会協定実施細目第8条（広域応援の内容）

1 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

2 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

3 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

4 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

- ・ 被災地における支援ニーズは、被害状況や災害のフェーズ（発災～復旧・復興等の変化）等に応じて多様かつ刻々と変化するものである。
- ・ カバー（支援）県や応援県は支援ニーズの把握に努め、的確な応援を行うよう留意する。また、被災県においても、支援ニーズ等の情報発信・共有に努めるものとする。
- ・ 災害の各フェーズにおいて必要と思われる応援内容（応援要員の派遣、物資・資機材等の提供等）の例示は、次ページのとおりである。

災害発生時に必要と思われる主な応援内容（例）

時期	対策等	主な応援内容		
		応援要員の派遣	物資・資機材の提供	その他
（発災から初動期3日間）	体制の確立	<情報収集> ・情報収集体制の確立 ・先遣隊等の派遣 <応援・受援体制の確立> ・現地連絡室等の設置 ・後方支援本部等の設置		
	救助・救急活動	緊急消防援助隊の出動 警察災害派遣隊の出動		
	消火活動	緊急消防援助隊の出動		
	医療活動	DMAT・救護班の派遣		ドクターヘリの出動 傷病者等の受入
	建築物等危険度判定	被災建築物応急危険度判定士等の派遣		
	社会基盤施設の緊急対策 (土砂災害危険箇所緊急点検等)	土木職員等の派遣	資機材の提供	
	避難者対策	避難所運営支援要員の派遣		
（避難所へ仮設住宅期）	広域避難	避難調整要員の派遣		避難者、傷病者等の受入、 避難所、公営住宅等の提供
	生活物資の供給	物資集積・配送拠点要員の派遣	食品、飲料水、生活必需品、 医薬品、燃料等の提供	
	給水	給水要員、給水車の派遣		
	健康対策	保健師等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣		
	生活衛生対策	し尿くみ取り作業員等の派遣	仮設トイレの提供	
	防疫対策	消毒薬配布要員	消毒薬等の提供	
	遺体の葬送			遺体の火葬
	応急仮設住宅の整備・確保	建築職員等の派遣	資機材の提供	
	社会基盤施設の応急復旧	土木職員等の派遣	資機材の提供	
	水道の応急復旧	水道技術職員等の派遣	資機材の提供	
	下水道の応急復旧	専門職員等の派遣	資機材の提供	
	災害廃棄物の処理	専門職員等の派遣		災害廃棄物の受入
被災者の生活支援	住民相談窓口要員等の派遣			
市町村事務全般の支援	家屋被害認定調査、罹災証明書 の発行要員			
学校教育機能の回復	教員等の派遣			
文化財の保全	専門家等の派遣			
災害ボランティアの活動促進	ボランティアコーディネーターの 派遣		ボランティアバスの運行	
（仮設住宅期） （復旧・復興期）	社会基盤施設の復旧	土木職員等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣派遣		
	被災者生活支援窓口要員	住民相談窓口要員等の派遣		
	市町村事務全般の支援	復興計画の策定等の応援		

※関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱(案)」を一部修正

(2) 広域避難

- ・ 首都直下地震や南海トラフ巨大地震のような大規模な地震（津波）が発生しインフラが壊滅的な被害を受けた場合、より安全な避難場所を確保する観点から、一時的に県外へ広域避難する必要が生じるおそれがある。
- ・ このような場合を想定して、広域避難者の受入方法（移動手段や受入ポイント等）や避難者の受入施設等について、受入主体となる市町村とも協議しておく必要がある。
- ・ その際、災害時要援護者の避難も考慮し、福祉部局や関係団体等との連携、福祉避難所（室）の設置等にも留意する。

3 定期的な合同訓練等の実施

- 平時に協議していた支援体制や応援内容等が発災時に円滑に実施できるよう、災害の地域特性に応じた支援のあり方を想定し、カバー（支援）県と支援対象県相互で、あるいは、ブロック内で合同の実施（図上）訓練を行う。（あるいは、相手方の実施する訓練に適宜参加する。）
- 訓練においては応援要請等の流れや送付（移動）手段の確認等を行い、必要に応じて支援体制や応援内容、各種マニュアル等の見直しを行う。

IV 災害時の活動（被災県の災害対策機能の補完）

目標 被災県に入り、寄り添い、被災県の災害対策機能を補完

<取組のポイント>

- 一定規模以上の災害発生時には、速やかに情報収集体制を確立し、必要に応じて、先遣隊等の派遣、現地連絡室及び後方支援本部等の設置を行う。
- 被災地の混乱に鑑み、発災直後の人的・物的支援は、一定程度「プッシュ型」で行う。
- 被害状況等によって広域避難者が発生した場合は、受入体制等を整備する。

1 発災直後の対応

支援対象県において一定規模以上の災害が発生し、甚大な被害が発生した場合又は発生が推測される場合は、カバー（支援）県はブロック幹事県等と連携して、次の初動対応を行う。

(1) 情報収集体制の確立

- ・ 支援対象県において一定規模以上の災害が発生した場合、あるいは、甚大な被害の発生が推測される災害が発生した場合、カバー（支援）県は、支援対象県の被害状況等を把握し支援の要否を検討するために、情報収集体制を確立する。
- ・ 把握した情報は、ブロック幹事県及びブロック内各県等に適宜提供し、情報共有を図る。

【参考】情報収集を開始する基準（例）

- ・ 震度5強以上の揺れを観測する地震が発生したとき
- ・ 津波警報（大津波）の発表されたとき
- ・ 支援対象県に災害対策本部等が設置されたとき
- ・ その他甚大な被害の発生が推測されたとき ※予めブロック内で協議しておく。

【参考】大規模災害発生時における全国知事会の対応

- ・ 震度6弱以上の地震又はそれに相当する程度の災害が発生した場合は、全国知事会事務局に「災害対策都道府県連絡本部」を設置し、情報収集を行う。
- ・ 全国知事会協定に基づく広域応援が必要であると判断された場合は、「緊急広域災害対策本部」を設置し、情報収集や広域応援に係る調整等を行う。既に災害対策都道府県連絡本部が設置されている場合は、当該事務を引き継ぎ対応する。

(2) 先遣隊の派遣

- ・ 支援対象県について、支援の必要性が認められる場合、あるいは、通信の途絶等により支援対象県の被害状況の把握が困難である場合は、カバー（支援）県は支援対象県に先遣隊を派遣し、現地において直接情報収集を行う。
- ・ 先遣隊は、支援対象県の災害対策本部等において、被害状況や支援ニーズの把握など、広域応援に必要な情報を収集する。

【参考】先遣隊の派遣基準（例）

- ・ 震度6弱以上の揺れを観測する地震が発生し、甚大な被害が推測されるとき
- ・ 通信の途絶等により情報の収集が困難なとき ※予めブロック内で協議しておく。

(3) 現地連絡室の設置

- ・ カバー（支援）県は、先遣隊が収集した情報等により継続的な支援の必要性が認められる場合は、必要に応じて「現地連絡室」を設置し、本格的な支援活動を開始する。
- ・ 現地連絡室は、原則として被災県の災害対策本部に近接した執務スペースに設置することが望ましい（カバー（支援）県は、支援対象県と設置場所について予め協議しておくことが望ましい。）
- ・ 現地連絡室は、支援側の窓口として、主に被災県とカバー（支援）県間の連絡調整及び現地における他の応援県等との連絡調整を中心とする業務を実施する。

（主な業務内容）

- ・ 被災県等との連絡体制の確立
- ・ 被災県等の支援ニーズの把握
- ・ 後方支援本部との連絡調整
- ・ 被災県等における人的・物的支援の受入等の補完・調整
- ・ 広域避難を実施する場合の被災県等との調整
- ・ 現地におけるブロック幹事県、全国知事会等との連絡調整
- ・ 現地におけるブロック内外の応援県その他関係団体等との連絡調整
（被害状況や支援ニーズ等の情報共有、応援県の連絡調整会議の開催、応援活動の調整等）
- ・ その他現地における支援活動に必要な業務

(4) 後方支援本部の設置

- ・ カバー（支援）県は、先遣隊又は現地連絡室の活動を支援するため、必要に応じて県庁内等に「後方支援本部」を設置する。

- ・ 後方支援本部は、被災地支援の関係部署で構成し、被災県、ブロック幹事県、応援県、全国知事会その他関係団体との調整を中心に、カバー（支援）県としての応援活動の統括を行う。

(主な業務内容)

- ・ 先遣隊又は現地連絡室との連絡体制の確立
- ・ 先遣隊又は現地連絡室等から伝えられる支援ニーズの把握と支援内容の検討
- ・ 被災県等、先遣隊又は現地連絡室、ブロック幹事県等及び構成県、全国知事会事務局等との応援調整

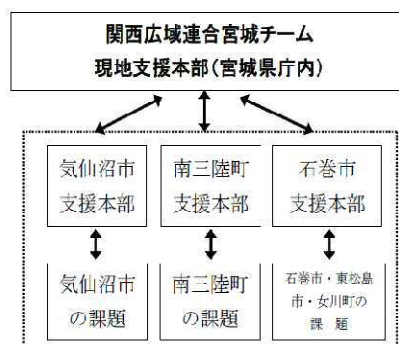
【参考】被災県への現地連絡室の設置例（東日本大震災における関西広域連合）

関西広域連合では、支援対象である被災3県それぞれの県庁等に現地連絡所を設置するとともに、被災市町村にも現地事務所を設置し、発災直後の被災地の状況や支援ニーズの把握に大きな役割を果たし、この情報に基づき、迅速かつ的確な支援が可能となった。現地連絡所等の設置は、阪神・淡路大震災の経験（「情報のないところほど被害が大きく、情報は積極的に取りに行き、それに基づく対策を実施していかなければならない」）を踏まえたものである。

このうち、宮城県においては、3月14日に宮城県災害対策本部内に現地連絡所を設置し、災害対策本部の陪席、支援ニーズの把握等の活動を開始した。その後、被災地からの様々な要望に応えるため、3月20日に現地支援本部に改組するとともに、3月23日には特に被害が大きかった北部3市町（気仙沼市、南三陸町、石巻市）に現地支援本部を設置した。

3市町の現地支援本部には、先遣隊として本庁局長級の統括兼総合支援員や情報収集等連絡員、ロジ担当等が派遣され、後に本隊として避難所運営支援員や保健・医療・福祉連絡員、保健師、教育支援員、仮設住宅等住宅対策支援員が加わった。また、3市町の現地支援本部には、兵庫県、鳥取県、徳島県の職員や市町村職員等により構成するチームを派遣し、ニーズの把握や避難所の運営、健康相談など総合的な支援を行った。

さらに、これらの3市町では、多くの職員が被災し犠牲となるなどマンパワーが著しく不足していたことから、兵庫県では市町業務の支援（例：罹災証明書の発行、応急仮設住宅入居事務、税の申告等の応援）を行うため、兵庫県内市町から職員を派遣した。その際、支援の長期化が想定されることから担当制（カウンターパート方式）を導入するとともに、県内の中核市と被災経験市町を組み合わせるなどの点にも留意した。



(参考) 兵庫県「東日本大震災 兵庫県の支援 1年の記録」(平成24年3月)

(市町村等との連携)

- ・ 東日本大震災において見られたように、大規模災害発生時には、都道府県以上に市町村等の行政機能が著しく損なわれるおそれがある。
- ・ カバー（支援）県等は、被災市町村が実施しなければならない膨大な災害関連業務を補完するため、それぞれの県内市町村の意向等を踏まえて、必要に応じて「県・市町村合同支援チーム」の編成を検討する。

【参考】県と市町村合同チームによる被災地支援に向けた取組例（長野県）

東日本大震災においては、複数の県で県と市町村が合同でチームを結成して被災地支援を行った事例が見られた。支援期間や内容は様々であったが、県と市町村の合同チームによる支援活動は、県側にとっては、市町村行政の実務を知る市町村職員の協力を得ることにより一体的な支援が可能となり、市町村側にとっては、特に単独で支援を行うことが難しい小規模市町村も被災地支援に参加できるなどのメリットが考えられる。

東日本大震災後の取組としては、長野県において、平成 24 年 12 月に県、県市長会、県町村会が協定を締結し、県外で大規模災害が発生した場合には県と市町村が一体となった支援を行う体制を構築した。協定締結までには、「県と市町村との協議の場」や、市町村代表、県市長会、県町村会及び県で構成する実務者検討会等を数回にわたり開催するなど、1 年余りをかけて検討を進めてきた。

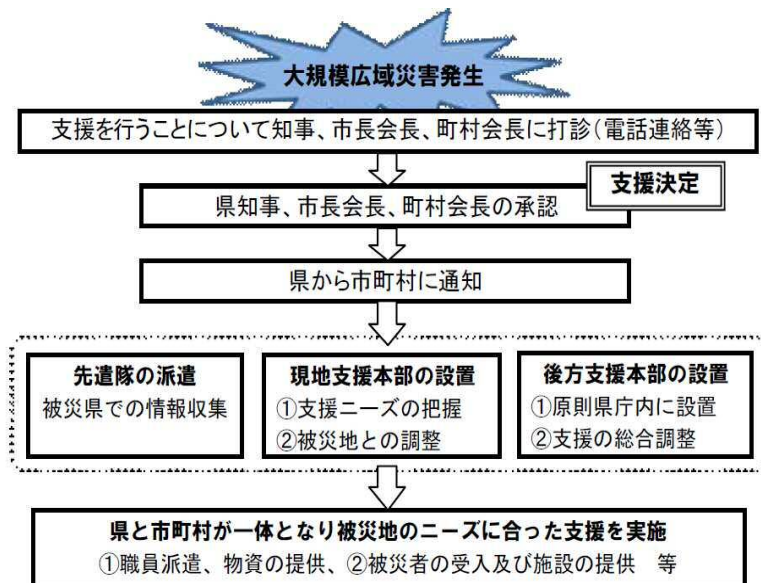
協定では、全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会等の協定に基づき支援することとなった被災県等を支援対象とし、発生直後に県職員 2 人と市町村職員 2 人からなる先遣隊を派遣するとともに、現地支援本部を設置して被災自治体の支援ニーズの把握や調整を行うこととした。また、県庁内に被災地や各市町村間の調整を進める後方支援本部を置くこととした。

具体的な支援内容は、職員の派遣や物資の提供、被災者の受入れと施設の提供などを想定し、平時においても先遣隊の派遣訓練や支援本部の設置訓練などを行うなど、即応態勢を整えることとしている。

なお、長野県では、平成 25 年度予算で衛星携帯電話などの装備品整備に係る予算を措置し、チームの態勢整備を進める予定である。

(参考) 長野県報道発表資料等

長野県合同災害支援チームによる支援の流れ



2 広域応援等の実施

被災県等からの要請や先遣隊等の情報等により、継続的な支援の必要性が認められる場合、カバー（支援）県は、ブロック内の応援県その他関係団体と連携して、予め協議した応援内容や支援ニーズに応じて広域応援等を実施する。

広域応援等は、①人的支援、②物的支援、③広域避難に大別できるほか、それらの活動を統括・調整する機能が必要である。

(1) カバー（支援）県による応援活動の調整

- ・ 発災時には、カバー（支援）県を中心に応援県が被災地に入り、カバー（支援）県の調整の下で様々な支援活動を行う。被災地における活動には、カバー（支援）県等が主体的に調整を行うもののほか、特に専門職の派遣を中心に、国や関係団体の要請・調整に基づき行われるものがある。
- ・ これらの活動を円滑に、かつ、効果的に実施するためには、被災県に設置する現地連絡室においては、被災県、他の応援県、後方支援本部、各ブロックの幹事県等、全国知事会等との情報共有や現地での様々な応援調整を行う機能及びその担当者等を明確にしておくことが望ましい。
(被災県の受援調整担当との一義的な窓口となり、様々な調整を行うことから、管理職あるいはそれに相当する職員が担当することが望ましい。)
- ・ なお、被災地に派遣可能な人数は限りがあることから、現地連絡室の活動は、後方支援本部や他の応援県等の支援・協力が不可欠であることに留意する。

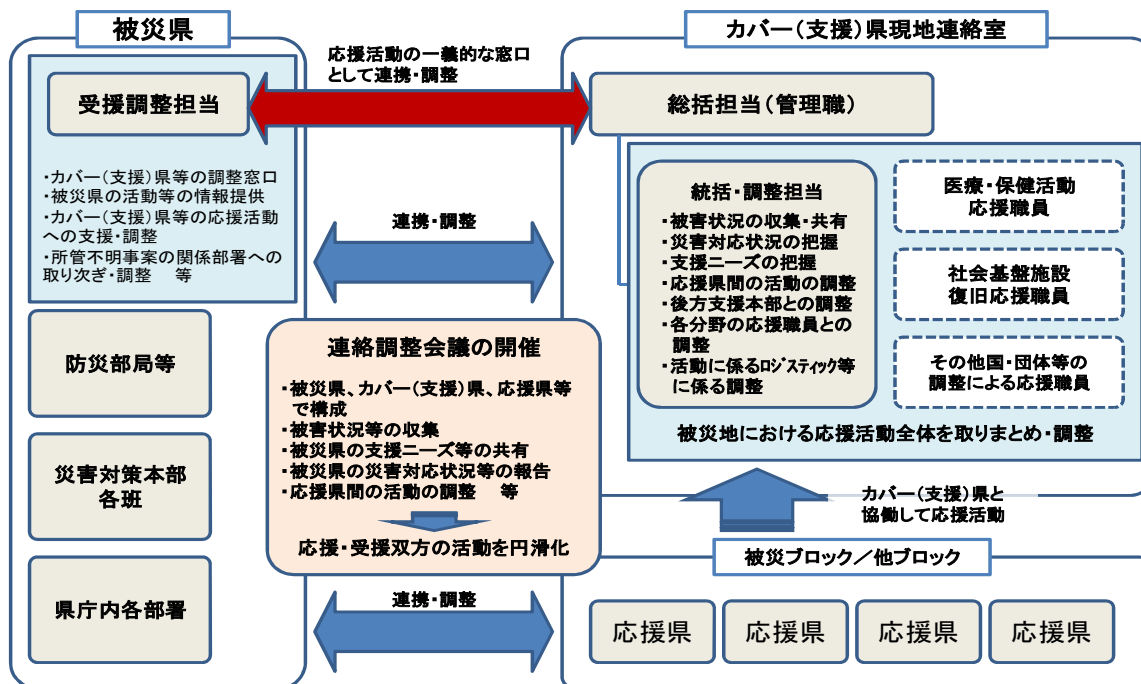
ア 情報収集・共有

- ・ 被災県における効果的な応援が行えるよう、カバー（支援）県は自主的・積極的に情報収集を行う（被災県は、カバー（支援）県の災害対策本部会議への陪席等について配慮することが望ましい）。
- ・ 収集した情報は支援活動に活用するほか、他の応援県やブロック幹事県等、ブロック構成県等に情報提供し、情報共有を行う。

イ 受援体制の補完・調整

- ・ 各県からの応援の申し出を整理・取りまとめるなど、被災県と一体となって受援体制を補完・調整する。
- ・ 災害フェーズの変化に応じた的確な対応を実施するため、全国知事会との連携の下、被災経験県の助言の仲介・調整を行う。
- ・ 被災県の受援をサポートするため、他の応援県との間で、被害状況や支援ニーズ、被災県の災害対策本部における活動等の情報共有、応援県と被災県の調整を行う。（応援県連絡調整会議の開催、応援活動の調整、活動等の取りまとめ等）

カバー（支援）県現地連絡室の活動イメージ



【参考】連絡会議設置による定期的な情報交換の例（宮城県）

宮城県では、北海道・東北ブロックの相互応援協定に基づく応援主幹県である山形県と関西広域連合の提案により、3月23日より、県庁内において支援を行う応援県の連絡員と宮城県との連絡会議を開催することとなった。連絡会議には、応援県の連絡員、宮城県の連絡員が出席し、宮城県の連絡員からは、宮城県の災害対応に関する情報が、また、各応援県からは、それぞれの支援の内容（人的・物的支援内容、被災者の受入れ状況など）が報告された。

宮城県の災害対応の検証においては、このような情報共有・調整を行うための場が設置された点は高く評価しているものの、会議はそれぞれの活動報告が中心となっており、支援の過程で直面した課題を共有し、それを解決する場にはなっていなかったと指摘。会議において、災害対応の現状を報告するのみではなく、直面していた課題を応援県と共有し、それに対する支援やアドバイスを得ることができればより有効であったと検証している。

このような連絡会議は、被災県とカバー（支援）県や他の応援県の間で情報共有（被害状況、支援ニーズ、被災県災害対策本部の動き等）を図り、応援県の資源配分や支援活動等を調整する上で、極めて有効であるといえる。今後、広域応援が実施される際には、カバー（支援）県と被災県との間で、連絡会議の設置が速やかに協議されることが望まれる。

（参考）宮城県「東日本大震災—宮城県の6か月間の災害対応とその検証—」（平成24年3月）

(2) 人的支援

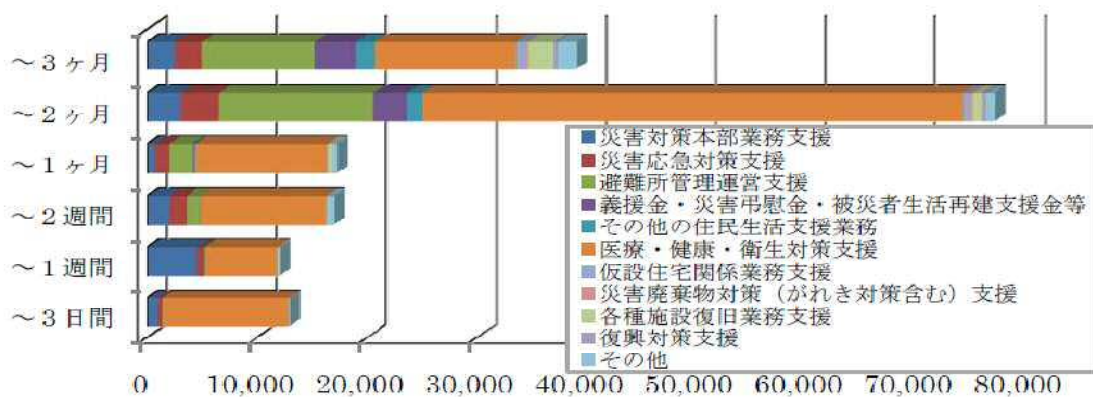
- ・ 発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要とされる。(想定される分野等は、次ページのとおり)
- ・ 人的支援については、災害対応で忙殺される被災県において、必要とされる分野や人数等を整理し、過不足なくカバー（支援）県やブロックの幹事県等に要請を行うことは困難である。
- ・ 特に、避難所運営支援や物資運搬・配布業務など、平時の業務との関連が乏しく、発災と同時に新たに発生し、人命救助等に注力する警察や消防等では担うことが難しい業務については、支援の漏れ・落ちが発生しやすく、支援の窓口（所管部署）も明確になっていない場合が多い。
- ・ こうした業務は、いわば「人海戦術」で行う必要があり、発災直後から相当数の人員が必要とされることから、被災県からの要請がなかったり、必要数が明確でない段階であっても、カバー（支援）県を中心にプッシュ型で人的支援を行う体制を早期に整える必要がある。

【参考】東日本大震災における人的支援の例

- ・ 全国知事会が実施した「東日本大震災における広域応援の実施状況調査」によれば、人的支援については、発災直後から「医療・健康・衛生対策支援」への支援が多数行われた。
- ・ これを調整主体別に見ると、発災直後は国及び医師会等の各種団体の調整による派遣が多数を占めている。これに対して、全国知事会が調整を行った派遣としては、発災1ヶ月を経過後からの避難所運営支援業務に関する派遣が大部分を占めている。
- ・ 大規模災害発生時には、多数の公的避難所が設置されるのみならず、自主避難所や在宅避難者も発生し、その把握等のため発災直後から多数の人的支援が必要となる。
- ・ この調査結果からも、避難所運営支援業務等に係る人的支援については、被災県からの要請の有無等にかかわらず、プッシュ型で速やかに支援を行うことが期待される。

※詳細は、「東日本大震災における全国知事会の活動」 p.39 以下を参照のこと。

被災地への職員派遣（短期）の状況（総括）



時系列別にみた人的応援が必要とされる分野・職種（例）

時期	必要とされる分野・職種
<p>初動期 (発災～3日程度)</p>	<p>○医療対策要員 ・救護班 ・ドクターヘリ ○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員</p> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <p>○救助・救急対策要員 ・警察災害派遣隊（即応部隊）（警察庁） ・緊急消防援助隊（消防庁） ○医療対策要員（DMAT（厚生労働省）） ○給水車、給水要員（（社）日本水道協会） ○被災建築物応急危険度判定士 （近畿被災建築物応急危険度判定協議会） ○被災宅地危険度判定士（国土交通省）</p> <p>※国が派遣する要員</p> <p>○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士（文部科学省） ○災害対策現地情報連絡員（リエゾン）（国土交通省） ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）</p>
<p>応急対応期 (避難所) ・ 復旧期 (仮設住宅期)</p>	<p>○避難所運営支援要員 ○物資集積・配送拠点運営要員 ○保健・医療・福祉連絡要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員 ○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員（家屋被害調査、 罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援） ○教員（教育支援要員） ○文化財緊急保全要員 ○ボランティアコーディネーター</p> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <p>○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁） ○水道復旧要員（（社）日本水道協会） ○下水道復旧要員（（公社）日本下水道協会） ○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省） ○海外からの派遣（外務省）</p>
<p>復旧～復興期 (仮設～復興住宅期)</p>	<p>○社会基盤施設復旧要員 ○被災者の心のケア要員 ○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）</p>

※「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。

※太字は国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整を行うことが望ましい分野・職種を示す。

※関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱(案)」を一部修正

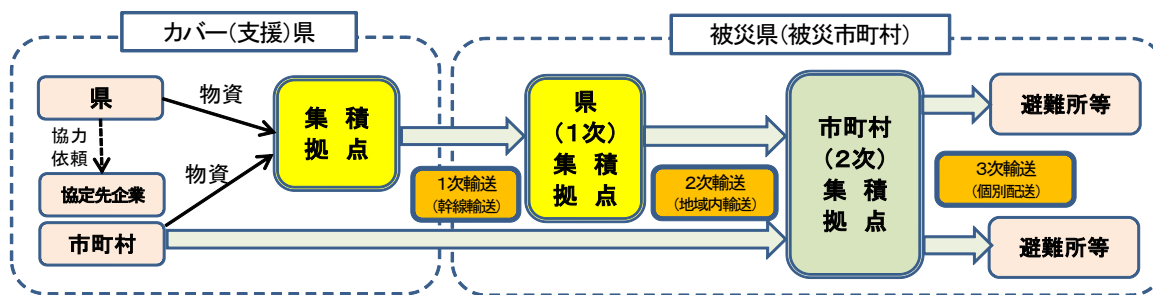
- ・ 過去の災害を踏まえると、発災後、一定期間経過後においては、被災地における支援ニーズも一定程度固定化してくる状況が見られる。この局面においては、被災県からの応援要請（職種、業務、人数等）に応じた応援を全国知事会調整の下に行っていくことが想定される。
- ・ なお、災害対応業務のうち、平時の業務の延長として捉えられるもの（特に専門職種）については、国や関係団体において発災時における支援スキームが既に構築されている場合がある。これらの分野・職種等については平時のネットワークを活用した対応が可能であり、そのほうが効率的である場合もあるので留意する必要がある。

(3) 物的支援

- ・ 発災時における生活物資は、住民自身による自助（3日間の食料備蓄等）を基本としつつも、自助による物資の調達に限界が有る場合は、地方公共団体が物資を調達し、緊急物資として住民に供給する必要がある。
- ・ カバー（支援）県等は、救援物資に関する情報が十分に得られない場合においても、得られる限りの情報等に基づき救援物資を確保し、被災地に送り込む「プッシュ型」支援を遅滞なく実施する。
- ・ ただし、「プッシュ型」支援については、供給過剰の防止や被災地における配送体制等を考慮して実施することが必要である。
- ・ 「プッシュ型」支援の長期間の継続は被災地での物資の滞留を招く懸念もあるため、現地の状況も考慮しつつ、要請に基づく「プル型」の支援へ切替るよう努める。
- ・ 広域応援における物的支援においては、被災県やそれを補完するカバー（支援）県等が被災地における調整役として主体的な役割を担うこととなり、被災市町村や避難所に職員を派遣するなど、能動的にニーズを把握することが必要となる。
- ・ 特に物的支援については、刻々と変化する被災地の支援ニーズに対応することが難しい面もあることは、これまでの災害の教訓からも明らかであるが、被災県やカバー（支援）県等は可能な限り正確な支援ニーズの発信を行うことにより、過剰在庫の発生を防ぐことも重要である。
- ・ また、変化するニーズの把握に努める一方で、交通網の復旧状況等に応じて、被災県内の流通企業等の供給体制に切り替えることに留意する必要がある。
- ・ なお、大規模災害の発生等により大量の救援物資を取り扱う必要があることが見込まれる場合は、集積拠点間の輸送や集積拠点における在庫管理、避難所や被災者への送付等の業務について、民間の輸送業者の専門的知見等を活用することも有効である。

【参考】 救援物資の集積・輸送の具体的な流れ（例）

発災時における救援物資の集積・輸送においては、下図のようなスキームが考えられるが、被災規模や被災地の地理的条件などを勘案し、柔軟に対応をする必要がある。



(参考) 国土交通省「東日本大震災と物流における対応」(内閣府東日本大震災における災害応急対策に関する検討会(第3回)資料)を基に一部修正

【参考】東日本大震災における物的支援の問題点

発災時においては、被災県に対して大量の救援物資が提供されるが、物的支援に関するルールが明確でないこと、物資の仕分けや在庫管理等の知識が十分ではないことなどから、様々な問題点が発生する。

それぞれのステージにおける問題点は、以下のとおり整理することができる。

○1次輸送（幹線輸送）～県（1次）集積拠点

- ・ 支援側の無統制の送り込み
- ・ 被災県の1次集積拠点指定の遅れ
- ・ 1次集積拠点要員の不足
(荷下、荷捌き、仕分け、積込等)
- ・ 1次集積拠点での在庫管理の不徹底
- ・ 1次集積拠点の容量不足



○2次輸送（地域内輸送）～市町村（2次）集積拠点

- ・ 支援側の無統制の送り込み
- ・ 被災市町村の2次集積拠点の被災・指定の遅れ
- ・ 2次集積拠点要員の著しい不足（荷下、荷捌き、仕分け、積込等）
…特に、市町村の2次集積拠点では受入で精一杯という状況が多発
- ・ 2次集積拠点での在庫管理の不徹底
- ・ 2次集積拠点の容量不足

○3次輸送（個別配送）～避難所

- ・ 輸送事業者の被災による輸送手段の欠如
- ・ 避難所ニーズの把握

(参考) 全国知事会「東日本大震災における広域応援の実施状況調査」(平成24年1～2月実施)における現地ヒアリング調査

【参考】カバー（支援）県や応援県における発災後の対応事項（例）

東日本大震災における対応等を踏まえると、物的支援において、発災後にカバー（支援）県や他の応援県において対応が必要となる事項は、以下のとおりと考えられる。

<カバー（支援）県>

- ・ 集積拠点の確認
- ・ 輸送ルートの確認、緊急通行車両標章の交付
- ・ 公的備蓄物資の輸送・提供
- ・ 集積拠点への要員派遣
- ・ 避難所運営支援要員（物資配布、ニーズ把握等）の要員派遣
- ・ 在宅避難者等への物資配布・ニーズ把握等に係る要員派遣

<その他応援県>

- ・ (必要に応じて) 被災県災害対策本部への連絡要員の派遣
- ・ 提供可能物資リストの作成及び被災県・カバー（支援）県等への提供
- ・ 災害規模に応じて、カバー（支援）県の業務を分担する。

【参考】物的支援における留意事項（例）

東日本大震災をはじめ過去の災害においては、物的支援に関するルールが明確でなかったことから、救援物資に関する情報不足や混載梱包等により、被災県において多大な負担が生じた。今後の災害において物的支援を行う際には、被災県の負担軽減の観点から、以下の点に留意する必要がある。

① 輸送時の情報共有

被災県側の業務負荷（救援物資の供給見込、在庫管理、精算事後確認）を軽減するため、カバー（支援）県等の応援県は、発送時に、下記に例示した項目を伝票化し、被災県担当部署と情報を共有することが必要である。

- ・ 救援物資品目
- ・ 品目・規格毎の数量及び梱包数量
- ・ 有効期限（消費期限）
- ・ 輸送先
- ・ 輸送方法、輸送日・時間
- ・ 提供元機関名・担当者名、連絡先



混載梱包された救援物資

② 梱包方法

混載梱包された物資は、仕分け作業に手間がかかるため、結果的に残存物資となるケースが少なくない。極力、混載を避け、被災県の業務負担軽減のため、開封しなくても内容物が判別できるよう、下記に例示した項目を1箱毎に明示することが望ましい。

- ・ 救援物資品目
- ・ 有効期限（消費期限）
- ・ 規格毎の数量
- ・ 提供元機関名

なお、混載する場合には、被災県等で作業を行うことなくそのまま被災者に配布できるようにする（例えば、避難所において最低限必要な生活・衛生用品をパッケージ化する）などの工夫をする。

③ 発送時の事前連絡

被災県へ事前連絡なく行われる物的支援は、被災県等にとって想定していない物資の大量送付となり、集積拠点での混乱や機能低下の要因となる。このため、事前に被災県あるいはカバー（支援）県等に支援の要否等を確認の上、発送する必要がある。

④ 応援県における県民からの義援物資の取扱い

小口・混載梱包された救援物資は、被災県での仕分け作業を倍増させる。災害の規模にもよるが、被災県と協議の上、実施の可否を判断すべきである。特に、「古着」については、クリーニングされているものであっても、その大半が残存物資となり、被災県における業務負担となっている。

⑤ 応援県側の窓口の統一

平時の業務の関連等により、同一の応援県の中で複数の部署から支援の申出があると、被災県において支援内容の全体像の把握や支払手続等の対応が煩雑になることから、応援県の中で物的支援の窓口は、可能な限り一元化し集約することが望ましい。

（参考）宮城県「東日本大震災—宮城県の6か月間の災害対応とその検証—」（平成24年3月）及び全国知事会「東日本大震災における広域応援の実施状況調査」（平成24年1～2月実施）における現地ヒアリング調査等を基に作成

【参考】 多様な手段を組み合わせた救援物資輸送の例（中越沖地震における新潟県）

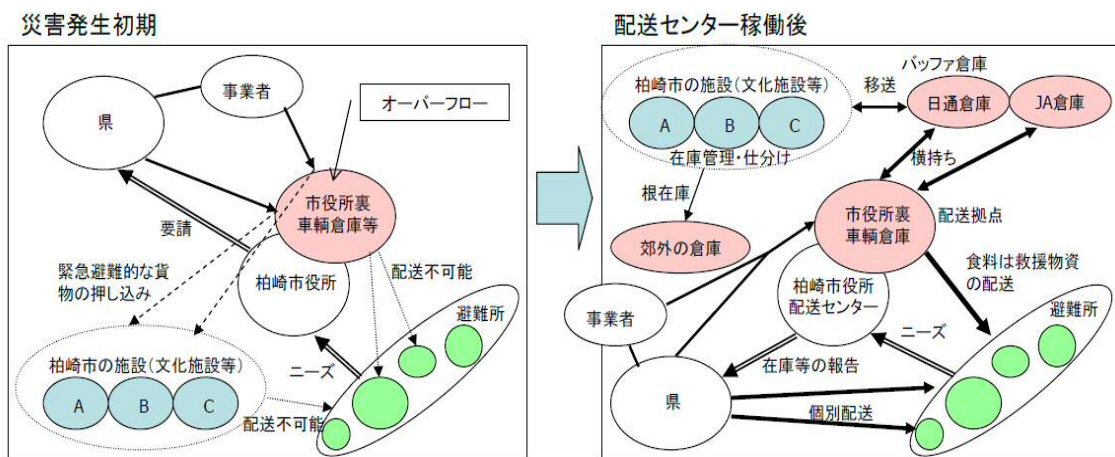
災害発生時における救援物資輸送は、被災県の県庁や公共施設等の一次集積所に輸送して、商品別・届先別に仕分けた後、市町村の二次集積所に輸送して避難所等に配送する仕組みが一般的である。

しかし、全国各地から短期集中的に送付される膨大な救援物資に対して、物流のロジスティクスに関する知識を持たない行政職員が、配送網の構築や、救援物資の荷捌き・保管・在庫管理といった一連の対応をするには限界があり、結果として避難所ごとの救援物資の過不足や滞留等といった事態が生じる。

平成 19 年に発生した新潟県中越沖地震においても、柏崎市役所では、発災当初、市有車や市職員等による救援物資の配送を考えていたが、予想を超える救援物資が全国から送付された結果、当該物資の受入作業に忙殺され、個々の避難所等への二次配送まで十分な対応ができない状況となった。また、物資保管場所が満杯になったことから、他の公共施設等に緊急避難的に納めた結果、物資の管理が全くできず、滞留する物資が増加する一方で、必要な物資が取り出せないという状況と陥った。

このため、新潟県の助言により、民間の物流事業者の協力を得て配送センターを立ち上げることにより、民間倉庫の活用や、フォークリフト等の専用の荷役機器等による効率的な荷捌きに加えて、在庫管理により救援物資の数量等を明らかにすることなどにより、状況を改善することができた。

また、救援物資の輸送に当たっても、避難所までの二次輸送が遅々として進まないこともあり、県の災害対策本部において必要な物資を調達し、調達先の事業者の倉庫から直接避難所に個別配送する方法も取られた。配送手段も調達先の事業者やトラック協会等の大型トラック、赤帽等による小型車などを適宜組み合わせ、配送先の避難所の立地や救援物資の必要量に応じて対応することができた。



(参考) 新潟県「新潟県中越沖地震の対応について—県による支援・調整—」(平成 22 年 1 月、東南海・南海地震等に関する連携プロジェクト救援物資分科会資料)

国土交通省「東日本大震災と物流における対応」(平成 23 年 9 月、内閣府東日本大震災における災害応急対策に関する検討会 (第 3 回) 資料)

(4) 広域避難の受入

- ・ 被災県からの要請に基づき、カバー（支援）県や被災県の近隣県を中心に避難者の受入を行う。
- ・ カバー（支援）県等は、自県の市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県と受入市町村間の調整を行う。
- ・ 高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難にも配慮し、一般避難所だけでなく、福祉避難所の開設、病院の空きベッド数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。
- ・ 避難者の受入にあたっては、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同じエリアの避難所で受入れるよう配慮する。
- ・ 避難の長期化が見込まれる場合は、カバー（支援）県等において、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公営住宅の提供等）への避難を検討する。

【参考】東日本大震災における広域避難の例（新潟県）

- ・ 広域避難は、大別して以下の2パターンが考えられる。東日本大震災における事例のように、避難の緊急性が高いほど②の割合が増えるものと考えられる。
 - ① 被災自治体と受入自治体間において事前に調整を行った上で、借上バスなどの手段により団体に避難するパターン
 - ② 自治体間の事前調整無しで、マイカーなどの手段により、個別に避難するパターン
- ・ 特に②の個別避難者については、可能な限り、同一地域や同一市町村からの避難者が同じエリアに避難できるよう、県境等で②の個別避難者をカバー（支援）県等が捕捉し、受入主体となる市町村に斡旋することが望ましい。

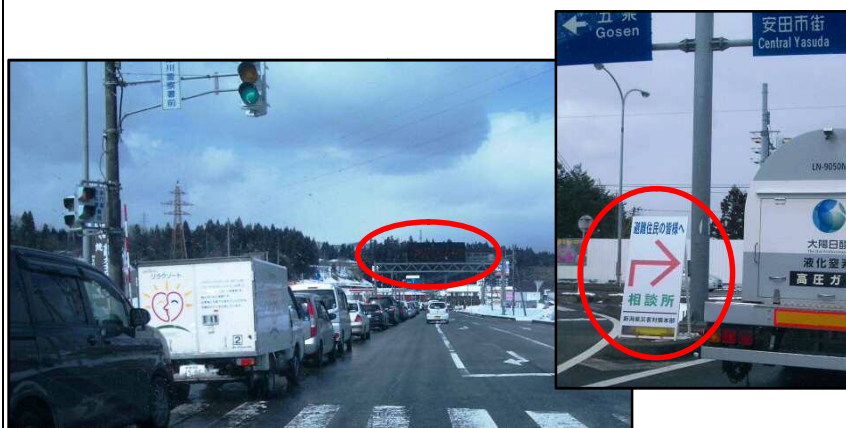
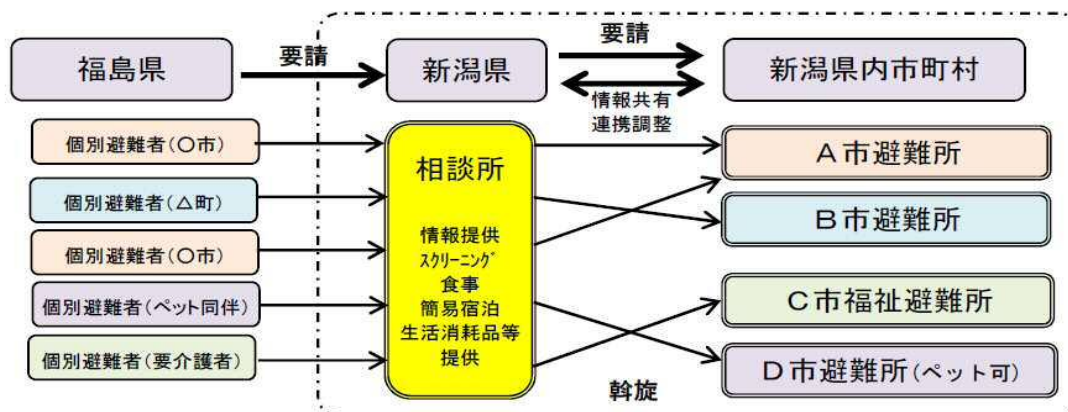
（参考）新潟県提供情報

【参考】東日本大震災での個別避難者の受入オペレーション例（新潟県）

平成 23 年 3 月 14 日の東京電力福島第 1 原子力発電所 3 号機の爆発以降、福島県から新潟県への広域避難者が急増した。このため、15 日午前福島県知事から新潟県知事に広域避難者の受入要請があり、これを踏まえて 15 日午後から、新潟県内の市町村と連携して避難所等を開設し、避難者の受入を開始した。

その際、「個別避難者をどのように把握し、受け入れるか」が課題となり、急遽、下記の対応を行い、19 日までに 1 万人を越える避難者を受け入れた。

- ・ 県は、福島県からの広域避難者の 1 次受付を行う相談所を、国道 49 号など主要避難ルート沿いに 3 ヶ所開設（ランドマークとなる東北電力ビッグスワンスタジアム等）
- ・ 県内全 30 市町村において、福祉避難所を含め、避難所を順次開設し、随時受入可能数を更新し、県災害対策本部と情報共有
- ・ 道路管理者・鉄道事業者等の協力により、道路情報表示板等を用い、避難者が 1 次受付を行う県相談所に行くように誘導
- ・ 県相談所では、放射線物質付着の確認（スクリーニング）、食事、簡易宿泊、生活消耗品等を提供可能な体制を構築
- ・ 県相談所において、災害全般情報を提供するとともに、市町村が開設している避難所を斡旋（できるだけ同一市町村からの避難者が、同一地区に避難できるよう誘導）



広域避難者の車両で渋滞する
県境付近の国道
(平成 23 年 3 月 18 日撮影)

道路情報表示板等で広域避難
者を「相談所」へ誘導

(参考) 新潟県提供資料

主な参考文献

この活動モデルを作成するにあたっては、様々な文献や国の検討会の資料及び報告書等を参照させていただきましたが、主なものを示すと以下のとおりです。

- ・災害対策全書（平成 23 年 5 月、公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構）
- ・東日本大震災における東京都の対応と教訓（平成 23 年 9 月、東京都）
- ・「東日本大震災」に対する静岡県の支援活動（200 日の記録）（平成 23 年 10 月、静岡県）
- ・東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書（平成 24 年 2 月、岩手県）
- ・東日本大震災－宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証－（平成 24 年 3 月、宮城県）
- ・東日本大震災 兵庫県の支援 1 年の記録（平成 24 年 3 月、兵庫県）
- ・東日本大震災における災害対応行動の検証（平成 24 年 3 月、岩手県宮古市）
- ・東日本大震災の神戸市職員派遣の記録と検証（平成 24 年 3 月、兵庫県神戸市）
- ・中国 5 県大規模広域的災害発生時の広域支援マニュアル（平成 24 年 3 月、中国地方知事会）
- ・九州・山口 9 県災害時応援協定関係資料集（平成 24 年度、九州地方知事会）
- ・関西広域応援・受援実施要綱（平成 25 年 2 月（未定稿）、関西広域連合）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。

4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長
大 分 県 知 事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定）

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等（ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。）の間で協議のうえ、決定する。

（別表1）

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

（情報収集要員の派遣）

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

（都道府県東京事務所職員による応援）

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表 2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北 (8) 関東 (8)	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 (7) 近畿 (7)	北海道東北 (8) 関東 (8)
中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)	中部圏 (7) 近畿 (7)

※ () は都道府県数

- 2 協定第 6 条第 3 項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第 1 項、第 2 項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第 5 条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第 6 条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第 7 条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第 8 条 協定第 2 条第 3 項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第 11 条 協定第 9 条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表 3 を基本とする。

（別表 3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日から適用した実施細目は、これを廃止する。

